

平成29年度第4回石狩市自治基本条例懇話会 議事録

日 時 平成29年12月18日（月） 18時00分～19時00分

場 所 市役所本庁舎3階 庁議室

出席者 佐藤克廣会長、竹口尊副会長、佐藤勝彦委員、赤間聖司委員、棟方加代子委員、
太齋敏子委員、松尾拓也委員、三島照子委員、久保田貴浩委員、中林義雄委員
(出席委員10名)

欠席者 0名

事務局 企画経済部長 小鷹雅晴、企画課長 本間孝之、企画課主査 池内直人
企画課主任 橋本麻里子

傍聴者 1名

=====

【佐藤克廣会長】

石狩市自治基本条例懇話会第4回を始めたいと思います。本日は、時節柄お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。本日も、いつも通り円滑な審議を進めるためにご協力お願いしたいと思います。それでは早速、次第に沿って進めてまいります。報告の(1)第3回懇話会議論の確認につきまして報告をいただきたいと思います。事務局よろしくをお願いします。

【事務局（橋本主任）】

第3回懇話会において決定された事項等につきまして、ご報告いたします。

1つ目、条例の見直しについてです。第3回懇話会では第5章行政運営の原則から第8章条例の見直しまで議論いただきました。これにより、前文を含む条文すべての検証が終わりました。

その結果、お手元に配布しております、条例見直し検討結果、こちらをご覧ください。条文については前文、第1章から第8章までは条文そのものの変更はないとの結論に至りました。ただし、提言書に記載する内容や解説について次のような意見が出されました。

第1章2条定義について。石狩市自治基本条例解説（以下、解説）には外国人登録との記載がありますが、現在は廃止され、すべて住民基本台帳に登載することになっているため、修正すること。

第5章23条危機管理について。町内会も市も危機管理上の様々な災害を想定した個人情報の活用の仕方について検討いただいたほうがいいのかという意見を付す。

第6章25条地域コミュニティ組織について。このままだと特に町内会自治会はだんだん規模が縮小し、機能も縮小せざるを得ない。コミュニティのあり方について市だけではなく、地域の住民も交えて検討する機会を作っていく必要があるのではないかという意見を、検討課題として提起する。具体例として、町内会の合併をして、一定の規模を維持する。地域コミュニティ組織が脆弱化しないために統一した、包括できるような地域の割り方の検討という例が出されました。

第7章28条市外の人々等との協力、29条他の自治体等との協力について。解説において連携交流の

範囲を国内に限らず、姉妹都市をはじめとする海外も含めるという意見をつける。

第 8 章 30 条条例の見直しについて。解説の「見直しに際しては」というところに、例えば「懇話会などを設置する等の手法も取り入れながら十分な市民議論を経ることが必要です。」といったような文言を加える。

その他といたしまして、解説については一定の意見をつける。また懇話会で解説の変更について言及していない部分についても、担当部局で精査をして、変更が必要な場所については変更していただくということをお願いしたい、という意見をつける。次に個別の計画の中で、必ず最初のところに自治基本条例の精神（第何条に基づいて、といったようなこと）について言及してもらう。職員、市民に条例の第何条に関わっているんだという意識を持ってもらうようにしてはどうかということ、意見としてつける。以上が第 3 回懇話会で条例の見直しについて出された意見です。

続きまして、ワークショップについてです。タイトルは「みんなで考える自治基本条例」、定員は 20 名、内訳は一般公募 10 名、団体枠 10 名、時間は 13 時から 16 時半までとし、ファシリテーターはコンサルに依頼、職員・懇話会委員はテーブルに入らない、ということが第 3 回懇話会で決定されました。以上です。

【佐藤克廣会長】

ただいま第 3 回懇話会での議論の確認ということでございます。次第 2 の (2) ワークショップの報告とありますが、ワークショップの細かい報告につきましては (2) のほうで行うことといたします。ワークショップと出ましたけども、第 3 回懇話会でワークショップの議論の中で行われたときの話であります。そういうことで、第 3 回懇話会で決定した事項の報告がありましたけども、何か追加や確認事項等はございますでしょうか。よろしいですか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。それでは (2) のワークショップの報告、これも事務局からお願いします。

【事務局 (橋本主任)】

12 月 10 日曜日「みんなで考える自治基本条例」、こちらを開催いたしました。参加者は当初 21 名の予定でしたが、4 名が事情により欠席となり最終的に 17 名に参加いただきました。内訳は一般公募 7 名、団体枠 10 名でした。本懇話会からも 5 名の委員さんが見学されました。傍聴者は 1 名で意見書が出されておりますのでご報告いたします。

「自治基本条例を見直す、大変良い機会になりました。テーマとしては、難しい中身だと思いました。たくさんの意見が出て、ワークショップとしては有効なものと思いましたが、最後に参加者からの意見があったとおり、どこの見直しが必要かというまとめ、話し合いの場があってもよいのではと感じまし

た。」

以上、ご報告いたします。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございました。ただいま事務局から、このようにワークショップが行われたという報告がございました。ワークショップで出された意見等につきましては、この後の議題、今日はこれだけの議題になりますが、その議題で検討していただくこととしまして、他に何か確認する事項はありませんでしょうか。ワークショップがこのように行われたということによろしいですか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

見学された委員が5名いらっしゃいますが、皆様からご感想をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。竹口副会長からよろしいでしょうか。

【竹口副会長】

思ったより割と意見がたくさん出たなという感じがいたしました。また、言葉の表現や文章について、細かいことも話されていたと感じました。以上です。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。赤間委員いかがでしょうか。

【赤間委員】

各グループの発表を聞いていて、市民の皆さんがそれぞれ協働のまちづくりに結構関心があったように感じました。実際、もっと協働のまちづくりに関心が低いのかなと考えていましたが、ワークショップの中で発表を聞いていまして、関心があることを実感したところでございます。以上です。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。棟方委員いかがでしょうか。

【棟方委員】

テーブルによって意見が出ているところに差があるのかなと思っていたんですが、ファシリテーターのまとめ方がとても上手でしたので、最後のまとめの部分はさすがだなということと、ワークショップの写真を見ていただけたらわかりますが、その人その人の個性が出ていて、とてもわかりやすい説明で良かったかなと思いました。以上です。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。三島委員いかがでしょうか。

【三島委員】

ファシリテーターがすごくよく動いていて、意見も出しやすかったのではないかと思いますのと、条例よりも協働のほうに市民の力が入っているように思いました。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。久保田委員いかがでしょうか。

【久保田委員】

皆さんと同じで、ワークショップに出席される方なので皆さん意識が高い方だなと認識を持ちました。また皆さんと同様に協働ということに対して、非常に関心があると認識しました。以上です。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございました。それでは以上で報告を終わらせていただきまして、その他、それから議題に入ります前に、少々私の方から。「提言書」とずっと言ってまいりましたが、1つ提案がございます。といいますのは、これまで市には提言書を提出するというところで懇話会を進めてまいりました。ただワークショップの状況をうかがいますと、非常に熱心な議論が交わされて、貴重な意見をいただいたということでございます。この意見に対しまして、懇話会として何らかの回答でありますとか、見解をお示しして報告の中に含めたほうが良いのではないかとという考えに至りました。

どのような報告書にするかといいますと、概ね三部形式といいますか、三部構成がよろしいのではないかと思います。

まずは、以前から変な言い方で主文なんて言っていましたが、市からの提言依頼にあります「見直しが必要な事項」に当たるもので、条例の見直しの可否について提示いたします。今のところ、何かを変えるという提案にはならないものと思われま。

2番目にワークショップで出されました意見に対する懇話会としての見解。これは提言依頼の「見直しが必要な事項等」の「等」に当たるものとして書き込みたいと思います。これは先ほど申し上げましたようにワークショップでかなり貴重な意見が出されたということで、それについてはこの後検討いたしますけれど、ワークショップに参加された皆様にきちんと答えるという意味でも、これを書き込んだほうが良いのではないかと考えました。

最後に懇話会で出された意見。先ほどご紹介いただきましたような、解説をこう変えたほうが良いのではないかとといったところですね。これも見直しが必要な事項等、条例の条文そのものの見直しではございませんが、解説書も含めました意味での見直しが必要な事項ということで提言という部分になりま

す。そういう形で示し、提言書というだけではなくて、報告書という形にしてワークショップで出された様々な意見に対しても、当懇話会としてきちんとした回答をしていきたいと思いますが、みなさんのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょう。提言書ではなく報告書にして、その中に提言と、その他いろいろなワークショップの意見など、それに対してどう懇話会は考えたかということを入れるということによろしゅうございますか。

< 「異議なし」 の声 >

【佐藤克廣会長】

それでは提言書ではなく『報告書』を提出するということでさせていきたいと思います。

続きまして、議題のところでございますけども、自治基本条例の見直しについて、本日、主にワークショップで出された意見の検討を行いたいと思います。資料1ワークショップ全体のまとめというのがございます。左側に石狩市自治基本条例の内容、見直しについてとありまして、良い点、改善点、その他意見が記載されております。

これらを順番に議論していきたいと思います。まず改善点の全体としては、良い点は「ご指摘ありがとうございます」でいいと思いますが、改善点につきまして、まず全体として、石狩らしい条例にすべき、まちの魅力や特徴を活かす、手話条例と連動させるなど、市民自らの活動が進んでいくような書きぶり、ですます調にしてはどうかといった意見が出たということがございますけども、この点についていかがでしょうか。

最初の、まちの魅力や特徴を活かすというところは、おそらく前文ですね。前文のところに書いてあると思います。そこに何かさらに付け加えるのかどうなのかというところだと思います。何かこの点について意見ございますか。

< 「なし」 の声 >

【佐藤克廣会長】

それではまず、まちの魅力や特徴を活かすという点に関しましては、現在の基本条例の前文の部分に相当程度、石狩の特徴が表れていますし、条例の見直しは社会情勢の変化等に適合したかどうかという視点が1つあるわけですが、そこから見ると特に変更は必要ないのではないかと、当懇話会の見解としてよろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。手話条例と連動させるといったことがございますが、どの条例というわけで

はありませんが、当然条文の様々なところに、市民にとってきちんとわかりやすい行政を進めていかなければならないといったことは示されていると言えます。例えば執行機関の責務として、第 11 条執行機関は、公正に、誠実に、かつ、透明性の向上が図られるよう市政を執行しなければならない。第 2 項では、執行機関は、市民の意見を積極的に把握し、市政に適切に反映させるよう努めなければならない。第 3 項では、執行機関は、市政に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない、とあります。他にもいろいろありますが一例を挙げると、第 11 条の 3 項で市民に分かりやすく提供する、とした中には、手話その他、様々なハンディキャップを持った人たちにも分かりやすく情報提供するというを当然していかなければならない、ということが入っていると考えてよろしいのではないかと思います、よろしいですか。

< 「異議なし」 の声 >

【佐藤克廣会長】

ではそのような形で。それから、ですます調ですが、いかがいたしましょうね。

【松尾委員】

今のままでいいような気がしますね、ここに関しては。

【佐藤克廣会長】

それでは今のままで。ですます調にしたからといって、簡単なものになるというわけではないと思いますので、今のままでということにしたいと思います。

改善点のところ、第 6 条市民の責務について、責務を役割に文言変更してはどうかという意見がありました。条文本体には役割を自覚するとともにうんぬんとありまして、第 6 条の第 1 項は参加するよう努めるとか、第 2 項は自らの発言や行動に責任を持つものとする、というところですが、どうですか。

【松尾委員】

どういう趣旨のご発言だったかわかりますか？

【事務局（橋本主任）】

資料 2 のほうに各グループの結果というのがありまして、こちらの 5 ページの一番下に記載されていますが、市民の責務の「責務」の文言が強制的なイメージがするというので、役割などに変更したほうが良いというニュアンスでの発言になってます。

【松尾委員】

この条例を作る段階の時にも、責務という言葉は重過ぎるのではないかと何回も出ましたが、あえて

責任を感じていただくためにはこの言葉がいいのではないかと、その時にはなつたと記憶しているんですよね。その時そういう議論をしたから、今もそのままいかなきゃいけないとは、もちろんないとは思いますが、そういう議論があったというのは、まずご報告をさせていただきたい。

【三島委員】

権利があるからには責務があると。

【佐藤克廣会長】

この条文の書きぶりから見ますと、役割というよりは責務と言ったほうが良いと思いますので、ここはそのままでいいと思います。

【久保田委員】

役割を自覚して互いを尊重し協働することを責務と言っているのです、役割だけのことではないので、責務でよろしいと思います。

【佐藤克廣会長】

団体の定義についてですが、様々な悪い団体があるので検討が必要ではないかとあります。

【松尾委員】

団体の定義ってどこに載ってましたっけ。

【佐藤克廣会長】

団体の定義は、第2条の第2号。(2)ウ 石狩市内で営業し、又は活動する法人又は団体とあります。

【松尾委員】

人にもいろんな人がいますよね。団体にもいろんな団体があるわけなので、そこまでここで仕切るものじゃない気がします。

【佐藤克廣会長】

なかなか難しいと思うんです。ある人から見たら良い団体だけど、ある人から見たら悪い団体とかですね、いろいろ出てきますし、法律で指定されているようないわゆる悪い団体、ないわけではありませぬけど、そういうものは当然、法律で指定されているような集団は、ある意味当然排除されるというふうに考えてよろしいかと思います。ここであまり、あれはいい、これは悪いというのをするのは難しいかなと。

【三島委員】

難しいではなく、まずい。

【松尾委員】

できないですよ。

【佐藤克廣会長】

そうですね。ではそういうことで。

それから、第 25 条のところですが、緊急時などを想定して、市民参加を認めないことも記載してはどうか、というのがありますね。

【松尾委員】

緊急な時にはいち早く対応しないといけない、手続踏んでる時間はないですよと。

【事務局（橋本主任）】

こちら、資料 2 の 8 ページ上から丸二つ目のところですね。第 25 条で市民参加を求めることが記載されており、市民参加の推進という肯定が前提となっているが、すべてのことに対して市民参加を求めるのか。例えば、災害時など緊急時には市民参加は必要ないので、参加を認めないことも記載してはどうかというご意見ですね。

【松尾委員】

これは、手続として何かのルールを決めるときに例えば市民参加が、ということであればそういう時間はないけど、具体的に現場で対応していく上では、市民参加をしていただかないと回らないということもあるかなと。

【佐藤克廣会長】

市民の声を活かす条例というものがありますよね。その中にたぶんいろいろ書かれている。

【事務局（橋本主任）】

そうです。市民参加が必要な場合というのを 7 つの項目で記載しているので、それに当たらないものについては、よっぽど市民の関心が高かったりっていうものについては、市民参加をするようにとはありますけども、必ずしも全部やらなければいけないとしているものではないです。

【佐藤克廣会長】

例えば、審議会等に関して、基本的には市民参加の傍聴とか認めているんですけども、中にはそうい

うことを認められないような類いのもの、介護認定の審査会とかそういうものもきちんと例外として設定してある条例だったと記憶しております。すべてのことに対して市民参加を求めているわけではないようです。25 条が施策の立案、実施及び評価の各過程において、適切な市民参加の機会が確保されるよう必要な措置を講じなければならないということでもありますから、「適切な」市民参加であるかどうかということが、特にその場その場において緊急に対応しなければならない、いちいち市民の声を聴いて、あっちの山に逃げますか、こっちの山に逃げますかとやっていたら遅くなるということはありませんので、いざとなれば勝手に逃げてくださいと。例えばですけどね。言い方があれかもしれませんが、そういうことになりますので、それはここまでどうなんでしょうか。

【赤間委員】

1 点よろしいですか。8 ページの災害時ということで、当地区では9 月 14 日に避難指示が発令されて、実際に自主防災組織も活動したんですが、まるっきり関係ない人もいろいろ支援していただくことによって弱者を避難所に誘導するとか、参加した若い人たちが率先して我々の指示に従って行動してくれた。災害時は特にそういう市民参加は必要ではないかと思っております。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。おそらくここで言っている市民参加は、そういう市民参加ではないものを持っているんだろうと思いますが、今おっしゃるように広い意味で市民参加を捉えて、ただ市民の声を聴くというだけではなくて、市民が積極的に関わるということも含めれば、まさに市民の方が様々に関わってくださったということですので、すばらしいことと思います。そういう意味では変える必要はない、ということになりますかね。何かご意見ございますか。よろしいですか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

そこはそうようにしていただいて。

次、23 条。今日的課題については、第 23 条でカバーできない。危機管理についてですね。

【事務局（橋本主任）】

8 ページその他のところで、いじめや児童虐待など、第 23 条ではカバーできないのではないかといいところですね。

【佐藤克廣会長】

これはどうなんでしょう。いじめや児童虐待はもちろん大きな問題ではありますが、ここに何か書き込むことが必要かどうかとなると、どうでしょう。皆さんに伺います。

【松尾委員】

必要な処置を講じなければならないとなっているので、この文面に付け加えるとすれば、スピード感みたいなものがあるといいかなという気がします。

【佐藤克廣会長】

事が起こってしまったらもちろん迅速に行うと思うんですけど。この 23 条に関して言うと、災害「等」とあるので気になるのかもしれないですけども、おそらくは暴動とかそういうもの。

【三島委員】

カバーできないと言っているのは、8 ページに書いてある子どもに対してとか虐待とかに関して、性質としての下部の、下のほうの条例、市民参加条例とか情報公開条例とか、そういう条例がないのでカバーできないのではないかと、言っているのではないかと思うんです。だから、教育委員会のほうに、相対する条例とかそういうのがあったら OK なんだというふうに言っているのではないかと私は思います。

【佐藤克廣会長】

確かにその他に子どもの権利条例があったほうが良い、というのがありますね。

【三島委員】

だから、ここ 23 条は市長は全般的に全部負わなければならないという感じで言っていると思うんですけど、そのために市長が全部見られるわけじゃないから、子どもに対してある程度、違う条例みたいなものがあつたらカバーできていけるのではないかと、いう思いで言っているのではないかと私は思うんですが。

【佐藤克廣会長】

その他のほうに、子どもの権利条例があつたら良いということがあるんですが、これはないですね。

【事務局（小鷹部長）】

ないです。

【佐藤克廣会長】

子どもの権利条例であるとか、DV防止条例とかですね、そういう条例を整理する方向で検討してほしいということになるんでしょうかね。

【三島委員】

私としては、23 条はこれしか書きようがない。

【佐藤克廣会長】

そこはそうなんですよね。

【松尾委員】

災害ではないですよ。要は災害だけが市民の生命、身体及び財産に危機を及ぼすわけではないですよ。

【佐藤克廣会長】

もちろんそうですね。

【松尾委員】

それこそDVだとか、いじめ、虐待だとかは、「等」と書いてますよと言われれば「等」と書いてあるんですけど。

【三島委員】

文章としては総合的な危機管理を図るために必要な措置を講じなければならない、とあるので全体を把握しているのではないかと。23 条で。こういう意見が出てきても、これはこれで良いと思うんですけど、違う方向で考えたほうが、よりわかりやすいものになると。

【竹口副会長】

別なね、先ほど出たように子どもの虐待だとかDV防止については、そういうものがあってしかるべきなんであって、自治基本条例をいじってしまうと、これ以上条文が細かくなってしまいます。

【三島委員】

その他にあるように、子どもの権利条例があった方が良いという。

【竹口副会長】

それを別な条例として、時代の流れに基づいて設置が必要だったらという提案だけはやったほうが良いと思いますし。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。23 条そのものに手をつけるわけではないですが、もう一段階、先ほど言った報告書の提言の中に、ワークショップで出た意見に対してどう答えるかというところで、子どもの権利条例があったほうが良いというようなことについて、懇話会としてもそのような条例の検討を進めたほうがよいのではないかとというようなことを、ワークショップの議論を踏まえて、我々の提言の中にも入れるかどうかという問題…。

【棟方委員】

入れていただきたいですね。子どもの問題は多岐にわたっていますよね。いじめだけではなくて、自治基本条例の中では入れるべきことではないですし、子どもの権利条例というものを、きちんとうたってくださいと私は強く思います。

【佐藤克廣会長】

この意見がありましたから、条例をどうするかわからない、簡単にはできない話ではありますけども、ワークショップで出たのは、さしあたり、子どもの権利条例ですけれども、それ以外にも情勢の変化にも応じて自治基本条例そのものは変更しませんけれども、個別の条例できちんとした対応をする形を目指してくださいといったようなことを、この条例見直し検討結果というところの、その他というところに書き込むということではいかがでしょうか。いらない？

【三島委員】

何でしょう。子どもの権利に関するものは教育委員会ですよ。やっぱり両方の意見を聞いたほうがいいような気がする。入れるにしても入れないにしても、両方の意見を。ワークショップに出て意見を出して、それを全部返答されて、というのはいいのだろうか。それであれば、どうしてもこれはしたいとかやりたいとか、意見を言いたいとかっていう人にとっては良い場所ですよ。

【佐藤克廣会長】

確かにそうなんですけど、そのためにやったようなものですから。

【三島委員】

そうなんですけど。

【佐藤克廣会長】

ですから、子どもの権利条例を絶対つくれといったような強い表現ではなくて、例えば子どもの権利条例があったほうが良いというような意見がワークショップでも出されたように、自治基本条例を踏まえて情勢の変化に対応して、市民にとって必要と思われる条例の整備に努めていただきたい、というよ

うな文言になろうかと思えます。そういう文言でいかがでしょう。特別に特化するというものじゃない。それは我々の懇話会の則を越えているというか、度を越えているような気がしますので、ワークショップでは子どもの権利条例があったほうがよいという意見がありましたが、基本条例を踏まえて情勢の変化に応じて、必要な条例、規則の整備にさらに努めていただきたいといったような文言ですね。これはおそらく、入れなくても出てくる話で、その他のところで先ほどの報告がありましたように、個別の計画の中でっていうのがありましたけれども、条例についても同じようなことが言えるわけですので、そういった文言ですね。後で発言を精査してもらって表現については考えてみたいと思えますけども、そのようなことで入れるということによろしいですか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

それからその他の、条例に関して市民参加による毎年のチェックをする仕組みがあると良い。公募による諮問委員会など、と。

【事務局（橋本主任）】

5 ページですね。真ん中。四角 2 つ目、小さい丸 4 つ目のところ。条例見直しの懇話会とは別に市民公募の諮問委員会で条例を毎年チェックする仕組みができると良い。

【佐藤克廣会長】

チェックとは条例をチェックするのではなくて、条例がきちんと施行されてるかどうかチェックするという話だろうと思うんですけども、どうでしょうか。5 年を超えない範囲ですから、5 年にいっぺんというのが頻繁であるか頻繁でないかという判断だと思うんですね。毎年きちんとそういうことをする必要はあるのか。

【松尾委員】

これ、この会議がスタートしたときからお話があったと思うんですが、条例そのものを見直すのか、それともこれが元になって具体的に進める協働のことについて考えるのか議論をしますよね。このさけグループから出た意見も、結局この条例を活かして協働がどの程度進んでいるのかということであれば、毎年こういうことはやれたよねとか、ここは足りないよねとかは、現実的に議論はできることだと思うんですが、条文そのものを見直すという作業が 5 年に 1 回我々がやっているのでも、という言い方が適切かわかりませんが、条文そのものはそこまで見直さなくてもいいのではないかなというようになっていきますよね。であれば、協働をどの程度進めているかどうかは、切り口ちょっと違いますが、もともと常設の審議会ありますよね、市民参加制度の。そちらのほうの懇話会にこういった、もうちょっと広い視点のことも含めて、ご議論いただくというのも方法かなと個人的には思います。

【佐藤克廣会長】

そうですね。市民参加に関しては、石狩市のすばらしい条例がありますので、そういう意見があれば特に諮問委員会などあえてしなくても、これは変だと思った人が言えるチャンスはあるわけですよ。いろんな形で意見を述べる。

【三島委員】

市民参加手続条例自体が、市民にとってなかなか難しい条例だと思うんですよね。実際は市民参加条例の委員とかやっても大半の人がそれは何をする審議会なのかわからない状態で集まるというものがあって、非常に難しいと思うけれど、今この場所で自治基本条例を毎年チェックするものはなくてもいいと思うんですけど、市民参加手続条例をもう少し市民側のほうに譲るような、わかりやすい条例にしてほしいなという気はしています。

【佐藤克廣会長】

市民参加条例の審議会のほうで行うというのは、いろいろご意見はありますけれども、ここで取り上げましても、ちょっと越権行為かなと感じもしなくはないですが。ただ、今大方の意見は、毎年チェックする必要は特にないだろうということですね。また、もちろんそれぞれ意見があるというのであれば先ほどの市民参加手続条例で出せる仕組みはあるということですので。

【松尾委員】

例えば、今年1年間はどうかみたいなのを聞く機会があってもいいかもしれませんよね、委員常設の委員会ではなくても。

【三島委員】

パブリックコメントで？

【松尾委員】

まあ、パブリックコメントがいいのかはわかりませんが。

【佐藤克廣会長】

協働というものが出ますけども、市民が本気で関わろうとするのであれば、それぞれおかしいと思うことに対して、常時、意見を言う窓口は開かれているわけですよ。その意見を採用するかどうかは別で、だからその通りになるってわけにはいかないですよ、当たり前なんですけど、個別いろんな意見が出てきますから。あることをやれという人もいれば、それはやるなという人もいるわけで、いろいろ出てきますから。両方同時に達成することは難しいということは、たくさんあるわけですから、そ

それは難しい。ただそういう意見を言う仕組みというのはさしあたり、石狩市の場合にはある。そういったことでよろしいでしょうか。

それから、条例の内容をわかりやすくするため、関連する分野や施策とあわせて解説が必要である、ということなんですけども。いわゆる解説のところですが。

【事務局（橋本主任）】

これは5ページ、下段。それぞれの条文に関わる分野や施策、関連条例の内容などをそれぞれ明確に記載したほうが良いというところですね。

【佐藤克廣会長】

条文の書きぶりの工夫のすぐ上ですね。解説にそのように入れましょうということなんですかね。

【松尾委員】

これは具体的な事業とかをイメージしてらっしゃるのかな、違うのかな。関連する条例というのは、解説に載っていますよね。解説はお配りしてるんですよね。

【事務局（橋本主任）】

お配りしております。

【小鷹部長】

おそらく条例だとかの紐付けの事業とかは、こんなんですよというのがあると、市民の方もよりわかりやすいんじゃないかというニュアンスだと思うんですよね。

【松尾委員】

これじゃだめなんですかね。

【小鷹部長】

そんな感じだと思うんですよね。それをたぶんおっしゃたのかなと。

【松尾委員】

そうなると書いてますよってことですか。

【佐藤克廣会長】

そうですね。

【小鷹部長】

ワークショップは意見を否定しないということなので。

【佐藤克廣会長】

もちろんそうした解説はしているわけですが、分野あるいは施策、個別の条例も変化していきますから、解説の内容もそっちの変化に合わせてさらによくしていくことが必要であるというような感じになりますよね。解説のほうについても、先ほどの第 3 回懇話会の報告でいろいろ細かいことは並べましたけども、この意見をいろいろ考えてみますと、全体として解説をわかりやすくするような努力をさらにしていただきたいというようなことと、適宜、時代の変化に応じて解説も新しく、修正する必要がある場合には修正していただきたいと。全体的な意見ですね。これは我々が言及しないところについても担当部局で精査して、変更する場所については変更していただくということとも関連していきますけど、そういった意見をつけるということによろしいのではないのでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

ではそのようにしたいと思います。

続きまして、資料 2 で各グループの結果をご覧くださいいております。いろいろご意見が出ておりますけれど、これをご覧くださいになって他に何か報告書に書き込んだほうが良いというような意見はございますか。ワークショップで出た意見に関してですけれども、特によろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

最初に説明すれば良かったんですが、資料 2 は役所用語になるわけですが、未定稿と書いています。実は本体の報告書自体は委託を受けたところが 1 月の初めにきちんとした報告書として作成してあがってくるはずですが、ただ、それを待っていて議論をするといろいろ遅くなると考えましたので、事務局のほうでまとめていただいたものを使って議論しています。ほとんど変わらないものができてると思いますけれども、それが出てくるまでの間、ということであります。

その他、懇話会として何かご意見ございますでしょうか。

【松尾委員】

懇話会の則を越えてしまうかもしれないですけど、ワークショップのまとめの右側ですか、協働のまちづくりを進めるために必要なこと、アイデア。これに関しては一つ一つ、今後の参考になりそうなことがいっぱいあるので、これをどうやったら具体化していけるか、そのために何が必要かってことをこ

の後進めていくエンジンみたいなものが作ればいいのかなどという気はします。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。先ほど提言書ではなく報告書にして、ワークショップのことも入れようと言ったのはその部分のためです。この協働のまちづくりを進めるために必要なアイデアというのがたくさん出されて、この懇話会だけで見ておくのはよろしくないなので、これも含めてですね。ただ条例の見直しについてはやっぱりきちんと我々の見解を示しておかないと、せっかく参加してくださった皆さんに失礼かと思うわけです。協働のまちづくりのほうにつきましては、ワークショップで出た意見、場合によってはそれにさらに加えてとあるかもしれませんが、そういったものは3番目の報告書の大きな枠で先ほど説明した3番目のところにですね、これはあえて再度載せる必要はないと思いますけども、例えばワークショップで出た、協働のまちづくりを進めるために必要なことはアイデアというものは、市としてもきちんと推進していただきたいみたいな一行ですね。それに加えて懇話会としてもこうだというものがあればそこを加える、そういう形になるのかなと思いますけども。ですからこれがまったくどっかいつちゃうのは、せっかくいただいたアイデアですから、これは報告書の中に残したほうがいいのではないかと私は考えます。いかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。意見が出尽くしたと捉えてよろしいでしょうか。今日の議題についてはワークショップで出された意見についての検討は、様々出されました。途中、特に発言のなかった皆様で何かございますか。よろしいですか。ご発言が議事録に記録されない皆様についても、それぞれご発言はなくても、頷いていらっしゃる、なるほど、というようなことがございましたので、それをご発言のようになさってまいりたいと思います。先ほど一つ一つまとめましたのでよろしいですね。

その他でございます。委員の皆様からその他について何か。なければ私のほうから、次回の懇話会の日程です。条例の見直しについては一通りこれで終わりということなんですけども、1月下旬に5回目の懇話会を開催して、先ほど言った報告書、パブリックコメントの原案ですね、としたいと思うんですが、その報告書の素案をそれまでの間に作りまして、確定させて、その後、2月の1ヶ月間、パブリックコメントを実施するという事です。パブリックコメントが出てきました、3月上旬に6回目の懇話会、報告書の最終案を確定させるという、そういうスケジュールを考えています。

5回目、パブリックコメントに付す報告書の素案ですね、これを確定させていきたいと思いますが、1月の22、23、24日のあたりでいかがでしょうか。

<「22日が良い」という声>

それでは1月22日でよろしいですか。1月22日月曜日、時間は18時、午後6時からでよろしいですね。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

それをお願いしたいと思います。またそれまでの間に、皆様方には私が事務局と相談して、ある程度報告書の素案を事前にお送りできるかと思えます。大変申し訳ございませんが、事前に目を通していただいで集まっていたきたいと思います。あと事務局から何か。

【事務局（橋本主任）】

先ほど会長からもおっしゃっていただきましたが、パブコメの原案と報告書の素案につきましては、会長と事務局のほうで打ち合わせをし、ある程度の形を作りまして、1月22日の懇話会前に事前に郵送ですとかメール等でお送りしますので、ご一読いただいて、ここはこうしたほうがいいんじゃないかという意見をいただきたいと考えております。

次に、ワークショップの報告書につきましても、1月中旬を目途に作成する予定となっております、懇話会の開催までに事前にお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。

最後に、本日の議事録も作成次第、委員の皆様にお送りいたしますのでご確認のほうをお願いしたいと思います。事務局からは以上です。

【佐藤克廣会長】

最後にご質問、ご意見ありませんでしょうか。よろしいですか。それでは、本日はお寒い中ありがとうございました。以上をもちまして、第4回石狩市自治基本条例懇話会を終了いたします。ありがとうございました。

2018年 1月 17日 議事録確定

石狩市自治基本条例懇話会

会長 佐藤克廣